

可認局遞驛

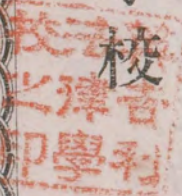
明治十九年十一月十三日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第九號

英吉利法律學校



目次

一 法學通論

法學士 山田喜之助

一 契約法

(第七號ノ續キ)

法學士 土方寧

一 組合法

法學士 松野貞一郎

一 合衆國領事裁判訴訟法

米國法律學士 シドモール

一 論理學

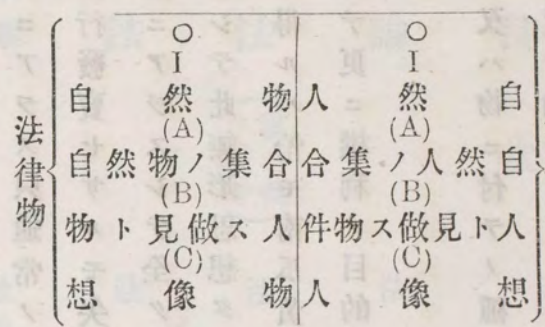
(第七號ノ續キ)

文學士 坪井九馬三

發賣ノ權ニシテ出版シタル書物若クハ賣買スヘキ現物ニ存スル權ニ  
アラサレハナリ而シテ版權ニヨリ出版製粧シタル書物カ版權ノ目的  
物ニアラサル證據ハ實ニ觀易キモノニシテ賊盜アリテ之ヲ奪ヒ去ル  
モ版權ヲ侵シタルニアラス只通常ノ財産ニ對スル犯罪ノミ又版權ア  
ル書物ヲ一冊モ印行發賣セサルモ矢張版權ノ存スルモノナリ版權ノ  
有形物ニ存スル權ニアラスシテ全ク無形のノ思想タルヤ明瞭ナリ商  
標ノ如キモ同様ニシテ此無形思想タル版權若クハ商標權ハ賣買ノ目  
的物トナスコトヲ得ルハ恰モ南瓜黃瓜ノ賣買ノ目的物トナルニ同シ  
キカ故ニ權利ヲ以テ更ニ權利ノ目的物トナス方談論上大ニ便宜ヲ覺  
フ可シ

以上講述シタル人又ハ物ニ付テノ種類ヲ明瞭ナラシムル爲メニ之ヲ  
對照シテ圖ヲ作ル左ノ如シ

前段ニ述ヘシ人ト物トノ種類ハ右ノ圖解ニ對照シテ了解スルコトヲ  
 得ヘシ即チ自然物トハ通常自然ノ物ニシテ机、書籍ノ類是ナリ之ニ對  
 スルモノハ自然人ニシテ誰某ト云フカ如ク現ニ生存スル人類ヲ云フ



モノナリ即チ通常物ト云ヘハ物ニシテ通常人ト云ヘハ人ナルコトハ  
勿論ノコトナリ

(第一) 法律物、法律人ト云フハ便宜上人ト見做シ便宜上物ト見做スニ  
過キス即チ特權ヲ有スル會社ノ如キ無形人ハ自然人ノ集合ナリ之ニ  
對照スルモノハ自然物ノ集合ニシテ群羊ノ如キ其一例ナリ此自然人  
ノ集合ヲ人ト見做スコトハ敢テ怪ムニ足ラサルカ如シ然レトモ精密  
ニ考テ廻ラセハ之ヲ人ト見爲スコトハ實ニ大膽ナル想像力ヲ用ヒタ  
ル後ノ結果ナリ何トナレハ人五人ヲ集ムルモ其個々人ハ人タルニハ  
相違ナケレトモ五人六人ト多數ヲ集メタルモノチ一個人ト見爲スハ  
六<sup>々</sup>數コトニシテ詳シキハ他日明白ナルノ期アランカ斯クノ如ク數人  
ノ集合体チ一人ト見做スト然ラサル場合トハ組合會社ニ其例ヲ見ル  
コトナリ組合ハ五人集マレハ五人六人集マレハ六人ト各人各個カ其

固有一個人タルノ資格ニテ權利義務ヲ有スルモノナレトモ會社ハ之ト異ニシテ五人集ルモ十人集ルモ各個人ニ一人前ノ資格ナク而シテ法律上ヨリハ恰モ之ヲ一個人ト爲シ天然ノ集合物ニシテ分割スヘカラサルモノト見做セリ或ハ又夥多ノ馬牛ヲ自然物ノ集合ト見做ス等財産法上屢其例ヲ見ル所ナリ

(第二) 人ト見做ス物件ハ船舶ノ如キモノ是レナリ此事ハ商船法ナトニ付テ研窮セサレハ判然了知スルコト能ハス而シテ之ニ對照スルモノハ物件ト見做サ、ル人はレナリ即チ妻子ノ如キ其一例ナリ古ハ妻ノ如キ奴隸ノ如キハ物件ト見做シテ自由ニ之ヲ賣買スルコトヲ得タリシモノニシテ物件ト云フモ當然ナリシナリ而シテ今日ニ於テハ奴隸ノ制度ハ既ニ廢セラレ妻子ノ如キモ大ニ高尚ノ地位ニ進ミダレトモ尙ホ妻子ヲ一ノ物件ト見做スコトアリ彼ノ他人ノ爲メニ妻子ヲ誘

物ノ區別

動產不動  
產ノ區別

引セラレシトキニ夫又ハ親タルモノカーノ物件ト見做シテ之レカ取  
戻ノ訴ヲ起スカ如キハ則チ權利ノ目的物タル謂レヨリ之ヲ物件ト見  
做スモノナリ

(第三) 想像人ハ權利ノ集合体ニシテ形ナク只想像上人ト見做スモノ  
ナリ今日英吉利法律ニ於テハ死者ノ財産ノ如キ其一ナリ之ニ對スル  
ハ想像上ノ物ニシテ是レモ權利ノ一種類ナリ即チ版權商標權ノ如キ  
是レナリ

右ハ人ト物トヲ對照シテ講セシモノナリ此外ニ法律ハ物ヲ種々ニ區  
別セリ而シテ其區別タルヤ物其レ自ラ固有ノ性質上ノ區別ト又法律  
ノ取扱上ニ於ケル區別トアリ今其重大ナルモノヲ左ニ掲ク

第一 動產不動產ノ區別

動產不動產ノ區別ハ殆ント何レノ國ノ法律ニモ存スルモノニシテ物

其レ自ラニ關スル固有ノ區別ト云フモ然ルヘキコトナリ

金銀寶石ノ如ク動シ得ル財産アリ又家屋地面ノ如ク動シ得ヘカラサル財産アリ此等ハ自然ノ區別ト云フモ不可ナキナリ然レトモ亦他人爲上ノ區別アリ例ヘハ土地ニ生スル作物家屋ニ屬スル俗ニ附ケ物ト云フモノ、如キ是レナリ作物中ニテ芋ノ如キハ自在ニ堀取ルコトヲ得ルモノニシテ芋ハ動産ナレトモ畑ニ植ヘ置ク中ハ之ヲ不動産ト爲ス但シ一旦八百屋ノ手ニ渡リシ後ハ純然タル動産ト爲ルモノトス又附ケ物ト稱スル戸障子ノ如キ自由ニ取離シテ運轉セシムルコトヲ得レトモ猶家屋ニ附屬セルトキニハ是ヲ不動産トス斯ノ如ク動産不動産ノ別ノ如キモ天然自然ノ區別アレトモ亦法律ノ取扱上ヨリ動産ヲ不動産トナシ不動産ヲ動産トナスコトナキニアラス

第二ニ 交換物非交換物ノ區別

交換物ノ非  
區別



交換物非交換物ノ區別ハ人爲上ノ考ヨリ附ケタル區別ナルカ开ハ如何ナル物ソト云フニ大概ノ物皆交換物ニアラサルハナシ即チ金錢ヲ以テ賣買シ得ルモノ、如キ悉ク皆交換物ナリ非交換物トハ經濟學者ハ空氣ヲ其中ニ入レシカトモ法律ハ斯クノ如キモノヲ云ハス空氣ノ非交換物タルコトハ勿論ノコトナリ法律上非交換物トハ法律ノ定メテ以テ交換スルコトヲ許サ、ルモノヲ云フ彼ノ華族ノ世襲財産ノ如キ恐ラクハ其一ナリト信ス加之寺院ノ寶物或ハ碑石ノ類ハ此種類ニ屬スルモノナラン然レトモ皆コレ各國ノ法律制度如何ニ依ルモノニシテ余ノ記憶スル所ニ依レハ或ル身代限ノ事件ニ於テ祖先ノ墓所ニ附屬スル物品ハ何レノ點マテ非交換物トシテ身代限處分ヲ施サ、ルモノナリヤノ疑問ヲ日本ノ或裁判所ニ於テ生シタリト聞ク結極非交換物トハ法律上交換ヲ許サ、ルモノト知ルヘシ

第三 主品附屬品ノ區別

主品附屬品ノ區別タル其性質上ニ存スル區別ニアラス例ヲ示セハ爰ニ美麗ナル掛物アリトスレハ其掛物中ノ畫ハ貴クシテ軸並ニ紐ノ如キハ貴カラサルナリ故ニ掛物ノ畫ハ主品ニシテ軸並ニ紐ノ如キハ附屬品ナリトス又洋服ナレハ服ハ主品ニシテ襟飾リノ如キハ附屬品ナリトス然レトモ主品ト附屬品トハ一定ノ議論ヲ以テ決スルコトヲ得ス今日主品タルモノモ昔時ハ附屬品トセラレタルコトアレハ何レノ時代ニ於テモ然リト云フコト能ハス往昔ハ書畫ヨリモ其地ヲ貴ヒタリ古昔ノ書畫ハ羊布ナルモノニ寫セシヲ以テ書畫ヨリモ却テ其地ヲ貴重セリ兔ニモ角ニモ物ノ主從ハ其時代ニ於テ區別セサルヘカラス從テ其結果ニ於テ異同ヲ生スルモノトス

第四 消費物非消費物ノ區別

代易物非  
代易物ノ  
區別

消費物非消費物ノ區別トハ酒米麥ノ類ニシテ之ヲ使用スルニハ費消  
セキレハ到底其用ヲ爲サ、ルモノヲ消費物ト云ヒ硯筆紙ノ類ハ使用  
スルニ依リ消費スヘシト雖モ其消費ハ特ニ漸々ナルノミナラス其使  
用ノ効ハ之レカ消費ニアラサル方効ニ非消費物ト云フ則チ硯ノ用ハ  
磨墨ニアリテ其消滅スルカユヘニ有用ナルモノニアラス然レトモ酒  
ノ如キハ其消滅其レ自カラ則チ其使用ノ故ト云フヘキ者ナリ

第五 代易物非代易物

代易物トハ法律上ノ扱ニ由リテ彼是流通スルコトヲ得ルモノニシテ  
非代易物トハ其流通ヲ許サ、ルモノヲ云フ例令ハ一升ノ筑前米ハ他  
ノ同種ノ一升ノ筑前米ト異ナルコト無シ即チ法律上一升ノ筑前米ヲ  
借りタルトキハ其借りタル實物ヲ返スニ及ハス同種同量ノ物品ヲ返  
還スレハ十分ナリトス之ヲ代易物ト云フ非代易物トハ之ヲ許サ、ル

モノニシテ山陽外史ノ書畫ヲ借りタルトキハ必ス其物ヲ返サ、ルヘ  
カラス代易物非代易物ノ區別ハ必シモ物其レ自ラニ存セス人意上ノ  
約束ヲ以テ隨意ニ變更スルコトヲ得ヘシ例ヘハ米一升ヲ貸トキモ自  
分ハ該米ハ博覽會ニ出ス爲メニ貯ヘシモノナルヲ以テ其貸與シタル  
米ヲ返戻アラシムコトヲ約シ又小豆一合人ニ貸渡ストキモ右品ハ共進  
會ニ持チ行クモノナレトモ只見本ノ爲メ貸與シタル場合ナルトキハ  
之ヲ非代易物ト爲ス書籍ノ如キハ何レニモ決シ難ケレトモ大抵ハ非  
代易物ト見做スヘキナリ左レト書籍ト雖モ之ヲ片碎セラル、モ覺悟  
ノ上ニテ貸渡シ同一ノ書籍ノ返戻ヲ約シタルトキニハ代易物タルヘ  
シ約言スレハ其類ノ多クシテ彼是差異ナキモノハ代易物トシ然ラサ  
ルモノハ非代易物ト解シテ不都合ナカルヘシ故ニ此區別ハ法律ノ取  
扱上ヨリ生スルモノアリ又物其レ自ラノ性質ヨリ生スルモノアリ而

シテ性質上ノ代易物ニモ非代易物ト爲スコトアリ例ハ通常金錢ハ  
代易物ナレトモ一旦封金ト爲シタルトキハ代易物ノ性質ヲ變シテ非  
代易物ト爲ルカ如シ

第六 分割物非分割物

分割物非分割物ト云フ區別モ法律上必要ナルモノニシテ紙、反物、材木  
ノ如キハ分割物ナリ何トナレハ四十枚一帖ノ美濃紙ハ分チテ半帖卽  
チ二十枚ト爲スコトヲ得又一端ノ布モ割テ半端トナスコトヲ得ルヲ  
以テナリ之ニ反シテ牛馬車繪畫ノ類ハ非分割物ナリ何トナレハ牛馬  
ヲ割チテ首ト尾ト爲シ車ヲ分ケテ輪根ト轍ト爲シ繪畫ヲ分チテ一ハ  
遠山ニ白雲ヲ飛ハシ一ハ屋上ニ人カ首ヲ出シ居ル如キノモノトスル  
トキハ決シテ其用ヲ爲サ、ルヲ以テナリ故ニ此第六ニ屬スルモノモ  
性質上分割シ得ヘキモノト否ラサルモノトアリ又性質上非分割物ト

事實 <sup>い</sup> Event  
ヲ <sup>ろ</sup> Act  
論

雖モ分割物ニ變スルコトアリ即チ牛ノ如キ生活シ居ル間ハ非分割物ナレトモ一旦之ヲ屠殺セシ牛肉店ニ入り牛肉ト爲リシ後ハ全ク分割物ト成ル然レトモ端物ノ如キ原ト分割シ得ヘキモノナレトモ時ニ由リ其長サ其模様ヲ割クコト能ハサルモノアリ皆事々物々ニ付テ區別セサルハカラス

此他尙ホ種々ニ物ヲ區別シ得レトモ要スルニ右ノ六種ヲ明ラカニスルヲ以テ足レリトス而シテ此區別タル敢テ物好キニテ爲ス譯ニアラスシテ法律上ノ應用ノ點ヨリ斯クハ爲セシモノナリ

## 第二編 前ノ續

### ○事實ヲ論ス

事實ト云フコトニ付テハ法律上ニツノ事柄ヲ含蓄セリ即チ事由ト所<sup>イベンド</sup>爲ト是レナリ他言スレハ事實トハ事由ト所爲トノ二ツヲ總稱ス而シ

テ此ノ事實ナルモノハ最モ權利義務ニ大關係ヲ有スルモノニシテ須  
臾モ之ト相離レサルモノナリ是ヲ以テ權利義務ノ基礎ハ事實ニ在リ  
ト云フモ敢テ不當ニハアラサルナリ即チ契約上ノ權利義務ハ契約ヲ  
結フト云フ事實ノアルヨリ生スルモノナリ又土地ヲ所有スルノ事實  
アリテ土地所有者タルノ權利義務アリ  
以上ト少シク其意義ヲ異ニスレトモ權利ト義務ヲ組織スル元素ハ都  
テ事實ナリト云フヲ得ヘシ之ヲ權利義務ノ包含コンテント又ハ分量クオンテ、ト云フ之ヲ  
例セハ土地所有權ト云ヘハ土地ノ或ル有様ニアルモノヲ保護セラル、  
權ニシテ契約上ノ義務ト云ヘハ契約ニ定メタル或ル所爲又ハ缺爲ヲ  
盡スヘキノ義務若クハ契約ニ定メタル或有様ヲ侵犯スヘカラサル  
等ノ義務ナリ即チ余ニ於テ一段ノ土地ヲ所有スルトキハ他人來テ汚  
物ヲ棄テ水ヲ注クカ如キハ正當ニ之ヲ防クノ權利ヲ法律ヨリ保護ス

ルモノトス  
 事實ノ何タルコトハ當分ノ内通常ノ意味ニテ之ヲ領解スレハ充分ナ  
 ルカ故ニ深ク説明スルニ及ハス只一言爰ニ陳ヘント欲スルモノハ法  
 律上ノ事實ナルモノハ是レナリ實際上ノ事實ト法律上ノ事實ト云フモ  
 ノ、アルヘキ筈ハナケレトモ法律上ノ事ニシテ實際上ノ事ト相違ス  
 ルモノアリ故ニ之ヲ名ケタルモノニシテ該事實ニ付テハ意味殊ニ多  
 キモノナルカ凡テ實際ノ如何ニ拘ハラズ甲ノ事實アル場合ニハ必ス  
 乙ノ事實アルモノト爲ス場合ニシテ一ニハ之ヲ法律上ノ推測ト云フ  
 法律上ノ推測トハ法律カ通常ノ論理學ニ離レテ事實ヲ定ムル方法ヲ  
 制設スルコトニシテ之ヲ例セハ英國法ニ於テ七ヶ年間消息無クシテ  
 其存亡知ルヘカラサルモノハ法律上死シタルモノト推測スルカ如  
 シ即チ七年間音信ナキ事實アレハ法律ニ定メタル推論法ニ依リ其死



○法律及事實

凶ヲ決定ス而シテ死凶ノ事實ハ法律上ノ事實トス何トナレハ法律上  
 死凶者ト斷定スルモ實際其者ノ生存セルヤ否ヤハ未タ知ルヘカラサ  
 ルナリ推測ノコトハ證據法ニ於テ屢見ル所ナレハ詳シキコトハ其法  
 ニ就ヒテ學ハルヘシ  
 ○法律及事實  
 法律ト事實トハ之ヲ混同ス可カラス又之ヲ種々ノ理由ヨリ區別スル  
 ノ必要アルモノナリ我日本ニハ未タ其制ヲ見サレトモ英米諸國ノ如  
 ク陪審官ノ制度アル邦國ニアリテハ法律及事實ヲ區別スルノ必要尠  
 ナシトセス蓋法律ノ疑問ハ判事之ヲ決シ事實ノ疑問ハ陪審官之ヲ決  
 シ截然トシテ二者ノ間ニ區別ヲ存スルヲ以テナリ又陪審官ノ制度ナ  
 キ日本國ノ如キニテモ大審院ニ於テハ法律ヲ審判スト雖モ事實ノ決  
 定ハ之ヲ控訴院ニ止メ假令誤判アリトモ上告ヲ許サハルト云フコト

ハ既ニ治罪法上ニ規定アル所ナレハ事實ト法律ト混同ス可カラサル  
 ヤ明白ナリ然レハ則チ一訴訟ニシテ不服ノ言渡アルトキハ其ノ不服  
 ハ事實上ノ不服ナルカ將タ法律上ノ不服ナルカヲ考案シ若シ事實ニ  
 付テノ不服ナルトキハ如何ニ控訴院ノ判決ヲ不當ナリト思惟スルモ  
 大審院ニ上告スルコト能ハス之ニ反シテ法律上ノ不服ナルトキハ控  
 訴院ヲ經過シテ大審院マテ上告スルコトヲ得ルナリ又些細ナルコト  
 ナルカ治罪法ニ由レハ事實ノ辯論ト法律ノ辯論トヲ異ニセリ此ノ如  
 ク事實ノ問題ト法律ノ問題トヲ區別スルコトハ種々原因アリテ之ヲ  
 速斷スヘカラス而シテ外面ノ速斷ニテハ此區別タル甚タ明瞭ナルカ  
 如シト雖モ必スシモ然ラサル場合多ク之ヲ精密ニ觀察スルトキハ隨  
 分困難ナル問題ヲ提起スルコトアルナリ

マークビー氏ノ法律原論ニモ理論上法律ノ問題ト事實ノ問題トヲ區

別シ難キ理由ヲ説キタリ其明白ナル場合ハ言フニ及ハサレトモ此ニ  
一例ヲ掲ケテ法律ノ問題ト事實ノ問題ト其區別シ難キ場合ヲ講述セ  
ン  
先年大審院ノ判決例ニシテ諸君モ知ラル、ナランカ雞肉けれ、酒ノ  
訴訟事件ノ如キ是レナリ元來雞肉けれ、酒ハ一ノ滋養品ニシテ藥ノ  
如ク酒ノ如ク其中間ニ位セリ然ルニ日本ニハ酒造税則ナルモノアリ  
此酒造税則ハ一切ノ酒類ヲ管轄シ一切ノ酒類ハ之ヲ造ルニモ賣ルニ  
モ皆此酒造税則ヲ遵奉ス可キモノナリ然リ而シテ此雞肉けれ、酒ヲ賣  
ル者ハ該税則ヲ遵奉セサルノ廉ヲ以テ檢察官ノ告訴スル所トナリ裁  
判中ニ於テ雞肉けれ、酒ハ酒ナリヤ否ヤノ問題ヲ提起シ來リタリ此  
時雞肉けれ、酒ハ眞ニ酒ナレハ該税則ヲ遵奉シ否ヲサレハ遵奉スル  
ニ及ハサルナリ然ルニ此品ハ酒ト云フ文字ノ附キ居ル故ニ或ハ意味

ヨリ云フトキハ酒トスルモ不可ナキナリ必竟此訴訟ハ鶏肉けれ一酒  
 ハ酒ナリヤ否ヤト云フ問題ニ歸着シテ其争フ處ハ原告被告ノ二者ニ  
 分レタリ今、日、茲、ニ、素、人、ノ、考、ニ、由、レ、ハ、鶏、肉、け、れ、一、酒、ハ、酒、ナ、リ、ヤ、否、ヤ、ハ  
 コトヲ決スルハ事實ノ問題ハ如シ然レトモ其實然ラスシテ法律ノ問  
 題タルニ相違ナシ其理由タルヤ同シ酒ト云フ者、中ニモ其範圍廣ク  
 シテ從來海外ノ貿易アラサル時迄ハ酒ト云ヘハ吾人ハ單ニ米ノ汁ト  
 考ヘ居タルモノナリ然ルニ近來海外ノ貿易開ケ今日酒ト稱スル中ニ  
 ハ葡萄モしやんぱんモ皆酒トナリ酒ハ唯米ヲ搾リ取ル者而已ニアラ  
 サルコトヲ知ルニ至リタリ猶近キ例ヲ示セハ日本人ノ常食ハ米ナリ  
 西洋人ノ常食ハ麵麩ナリ日本ノ乞食ハ米ヲ頂戴ト云フテ食ヲ乞ヒ西  
 洋ノ乞食ハ麵麩ヲ頂戴ト云フテ食ヲ乞フ右ノ如ク常食ト云フ中ニモ  
 米モアレハ麵麩モアリ吾人ハ其常ニ慣ル、所ニ隨ヒ腦裏ニ浮フ所ノ

思想モ自カラ種々異ナルハ自然ノ有様ナリ是レト同シク酒ト云フハ  
果シテ如何ナルモノヲ指稱スルカ之ヲ研窮スルハ必要ノ問題ナリト  
ス今其問題ヲ決スルニハ先法律上ニテ云フ酒トハ如何ナルモノナル  
乎又酒造税則ニ於テ酒ト云フハ此鶏肉けれー酒ノ如キモノヲモ包含  
スルモノナル乎之レヲ定メサル可カラス之レヲ定ムルニハ酒税規則  
ヲ講窮セサル可カラス即チ酒税規則ハ鶏肉けれーノ酒ナリヤ否ヲ決  
スルモノナリ再言スレハ鶏肉けれーノ酒ナリヤ否ノ問ハ該税則中ノ  
酒ト云フ文字ノ解釋ニヨリ定マルモノナリ而シテ法律ノ解釋ハ争フ可  
カラサル法律的ノ問題ニシテ決シテ事實的ノ問題ニアラサルナリ之  
ニ類スル例ハ一ニシテ足ラス而シテ一應之ヲ見レハ事實ノ問題ノ如  
クナレトモ精密ニ之ヲ研窮スル時ハ法律ノ同題ナルモノ頗ル多シ  
斯ク論及シ來ルトキハ法律ノ問題ト事實ノ問題トノ區別ハ容易ニ判

定シ得サルモノタルコト知ルヘキナリ

○<sup>5</sup>審判上ノ事實

審判上ノ事實トハ分リ易ク之ヲ俗解スレハ法律ノ問題ト事實ノ問題トノ中間ニ位スルモノト云フテ不可ナキナリ此法律ノ問題ト事實ノ問題トノ中間ニアル審判上ノ事實ハ一種異ナル所ノ種類アルヲ以テ注意セサル可ラス歐洲各國ニ於テハ事實ノ問題ヲ決スルニハ陪審官ヲ以テシ法律ノ問題ヲ決スルニハ裁判官ヲ以テスルコトハ前既ニ述ヘシカ如シ而シテ訴訟手續上事實ノ問題ニシテ裁判官ノ之ヲ決スル者多シ之ヲ稱シテ法律ノ問題トハ謂フナリ論理ヨリ云ヘハ法律ノ問題ナレハコソ判事ノ判定ニ委子タルナレ判事ノ判決ニ委子ラレタルカ故ニ法律ノ問題ナリト云フハ顛倒背理ノ甚タシキ者ト云ハサル可カラス然レトモ之ヲ純粹ノ法律上ノ問題ト區別センカ爲メニ或ハ

事由  
イイベント

Event

Construction.

審判上ノ事實ノ問題ト云フナリ  
 此審判上ノ事實タルヤ審ニ裁判官ニ任セラレタルカ故ニ此名アル譯  
 ニアラスシテ余ノ思考スル所ニヨレハ性質上然ルヘキ理由ナキニア  
 ラス然レトモ是レハ他日詳論スルノ機會アルヘシ而シテ今後諸君モ追  
 了知スルニ至ラルハナランナレトモ所謂審判上ノ事實トハ解釋ノ問  
 題相當不相當ノ問題、注意不注意ノ問題等即チ是ナリ此注意トカ不注  
 意トカ云フ事柄ハ裁判官ノ決ス可キモノニシテ即チ審判上ノ事實問  
 題ナリ代理法杯ニ於テモ屢見ル所ナルカ曾テ事實ノ問題トセラレ陪  
 審官ノ判決シタルコトモ永年ノ久シキ同様ノ裁判ノ積堆スルニ及ン  
 テハ卒ニ法律ノ問題トシテ取扱ハル判事之ヲ決スルニ至ルコトアリ  
 此等ハ法律ノ發達ニ於テ最モ面白キ關係アルモノナリ

○事由  
イイベント

事由卽イベントトハ先キニモ陳フルカ如ク事實ノ一種ニシテ事實ハ  
 事由又ハ所爲ヨリ生スルモノナルコトハ夙ニ余ノ講義ニ於テ知ラレ  
 シコトナラン事由トハ出來事ニシテ外界物ノ變遷ヲ云フ之ヲ例セハ  
 山崩レ川成ノ如キハ事由ニシテ我ヨリ外ノモノ、變遷ナリ人死シ人  
 生レ人ノ婚姻スルコトモ事由ナリ尤モ自己ノ死スルコトハ事由ニア  
 ラス扱此事由ハ所爲ト同様ニ權利義務ニ大關係アルモノニシテ例セ  
 ハ家督相續ニハ祖先ノ死去スルト云フ事由ヲ必要トシ自身其後ヲ繼  
 グ如キ又他人死去スルニ由リテ權利義務ヲ自己ニ引キ受クル如キハ  
 著シキ場合ニシテ或ハ歲月ノ經過モ亦事由ノ重モナルモノナリ卽チ  
 權利ヲ有スル人モ永ク之ヲ拋棄シ置クトキハ義務者ヲシテ却テ義務  
 ナ免カレシムルカ如キ法律ノ所謂經時効是ナリ此經時効ノ由テ生ス  
 ル所ハ日時ノ經過ト云フ事由ニ基ヒセルモノ也



意所爲及缺

○所爲及缺意

第一通常所爲ト云ヘハ缺意モ之ニ包含スル場合多シ左レト所爲ト缺意トハ法律上別テ之ヲ論スルコトアレハ此二者別物ナルコト決シテ  
 念却スヘカラス  
 法律上所爲ト云フモノハ吾人ノ身体ノ運動ノミヲ云フニアラス之レ  
 ニ從ヒ行フ所ノ心意ナカラサル可カラス譬ヘハ只手ヲ出シ足ヲ延ハ  
 スト云フコトハ法律上ノ所爲ニアラス故ニ(第一)内部ノ決定即チ心中  
 ニ之ヲ爲スト云フ決意ノアルコト及ヒ(第二)ニハ外部ノ發顯アルヲ要  
 ス此故ニ心中ニ爲サント思フモ外部ニ發顯セス又外部ニ發顯スルモ  
 心中ニ爲サント思フコトヲ爲シタル時ニアラサレハ所爲トハナラサ  
 ルナリ此法律上ノ所爲心意ノ隨伴スルコトヲ必要トスルハ明白ナル  
 コトニシテ夜中足ヲ投出シテ人ヲ蹴ルモ其意ナケレハ之ヲ以テ毆打

をIntention.  
をMotive.

罪ニハナラサルナリ又眠遊病者アリテ眠リナカラ所々ヲ徘徊シ甚ダ  
シキニ至リテハ書畫ヲ寫シ算術ヲ爲スコトアリ此所爲ハ法律上ニ必  
要トスル所ノ心意ノ働キアラサルカ故ニ所爲ト云フヘカラス故ニ此  
病者カ人ヲ殺シタレハトテ法律上ノ所爲トシテ刑ヲ科スルモノニア  
ラス他言スレハ法律上ノ所爲ハ其心意ノ有無ヲ穿鑿スルコト尤モ肝  
要ナリ然リ而シテ通常ノ場合ニアリテハ管ニ心意カ所爲ニ隨伴セル  
ノミナラス(一) をインテンション 希圖及(二) をモティフ 目的ノ二者ノ存在スルモノトス大凡通常人ノ  
舉動ニハ目的ナキハアラス只其レ目的アリ故ニ心意ノ決定アリ所爲  
アルナリ例セハ人ヲ毆撃スルノ所爲アリトセンニ其目的ハ復讐トカ  
又ハ耻辱ヲ與フルトカ何カノ目的ナキハアラス百般ノ事概ネ皆然  
ラサルハナシ而シテ此目的アリテ始メテ毆打セントスル心意ノ決  
定アリ心意ノ決定アリテ而シテ毆打ノ所爲アリ而シテ右ノ目的ニ密

着スルモノヲ希圖トス希圖トハ所爲アル前又ハ其際ニ當リテ豫シメ  
所爲ノ結果ヲ慮ル所ノ精神ノ作用トス而シテ此希圖ナルモノハ目的  
又ハ心意ト區別スルコトヲ得ルモノナリ假令ハ復讐ノ目的ニテ人ヲ  
毆打セントスル者アリ之レヲ行フニハ棒ヲ以テ打ントスル心意ヲ決  
ス此心意ニ隨伴スルモノハ此棒ニテ打タハ打タレル者ハ必ス足折レ  
頭裂クル等ノ結果アルコトヲ豫メ胸中ニ慮ルコトヲ希圖トス約言ス  
レハ其所爲アルヤ人ヲ廢疾ニ致サシメ又ハ苦痛ヲ感セシムル等ノ希  
圖ナカル可カラス卽チ所爲ニ必要ナル元素ハ心意ニシテ通常之レニ  
隨伴スルモノハ目的及ヒ希圖ノ二者ナリトス  
斯ク目的希圖心意ト種々ノ區別ヲナスハ物好ノ如クナレトモ決シテ  
然ラス法律上必ス之ヲ區別スルノ効用アルモノナリ今之ヲ左ニ圖解  
セン

的意爲圖

目心所希

所爲ニ心意ノ必要ナルコトハ屢述ヘタル如クナレトモ目的希圖ノ二  
者ハ所爲ニ必要ノ元素ト云フ可キモノニアラスシテ只通常所爲ニ隨  
伴スルコトヲ示シタルモノナリ素人ノ考ニテハ所爲アレハ必ス目的  
希圖ノ二者ハ之レニ伴ヒ目的モナク結果ヲモ思ハスシテ事ヲ爲スモ  
ノ無カルヘシト思フナランカ實地ニ於テハ往々所爲アリテ目的ナク  
又目的アルモ甚タ薄弱ニシテ殆ント無キト一般ナルアリ希圖モ亦同  
様ナリ即チ幼年者又ハ瘋癲人ノ如キハ其所爲ニ意思ハ隨伴スレトモ  
目的希圖ヲ有セサルナリ彼ノ瘋癲者幼年者ノ如キハ人ヲ打チ物ヲ毀  
ス等ノ所爲アルトキニハ其打タント欲シ毀タント欲スル心意アリテ  
手足ヲ動カスモノナルカ故ニ敢テ心意ナキニハアノス彼綾釣人形ノ

公認ヲ解シテ司法官タルノ資格ヲ以テセル皇帝トノ契約ナリト云  
フ者アリ此言頗ル能ク公認ノ性質ヲ解シタルモノト思ハル然リト  
雖モ近代ノ法理ヨリ推ストキハ一國ノ主權者タルモノト其臣民ト  
ノ間ニ於ケル契約ハ國民相互ノ間ニ存スル普通ノ契約トハ之ヲ特  
別視セサルヘカラス  
公認モ亦判決ノ場合ニ於ケル如ク直ニ之ヲ執行スルヲ得ヘク又負  
債訴式ヲ以テ更ニ出訴スルヲ得ヘシ又公認上ノ債主ハ裁判上ノ債  
主ニ次キ都テ其他ノ債主ニ先立テ支拂ヲ受クル等ノ權利アリトス  
三、スタチユート、マルチヤント、エンド、ステープルス」トハ人民間ニ  
於ケル公認類似ノ負債承認ニシテ其結果ハ負債ヲ辨償セサルトキ  
ニ際シ債主ニ通常ノ訴訟手續ヲ用ヒスシテ直ニ負債主ノ不動産ニ  
對スル執行ヲ請求スルヲ得ヘキ權利ヲ與ヘタルモノナリシカ現今

ろContract under seal  
はCovenant  
はSpecialty

既ニ全廢ニ歸セルヲ以テ之ヲ贅セス

以上畧說セル所ニ依リ之ヲ考フルニ英國法ニ所謂記錄契約ナルモノ  
ノ眞正契約ノ性質ヲ具備セサルヤ多辨ヲ費サスシテ明ナルヘシ凡ソ  
契約ナルモノハ合意ニ因リテ結約對手間ニ新ナル對人的ノ權義ヲ生  
スルモノナレトモ記錄契約ノ場合ニ於テハ概子前存ノ權義ヲ公然ト  
識認セルニ過キサルナリ然レトモ爰ニ一ノ注意スヘキコトアリ即チ  
眞正契約ノ性質ヲ有セサル記錄上ノ法鎖ヲ稱シテ契約ノ一種類ナリ  
トセルコトヲ以テ古代法ノ明ニ眞正契約ノ性質ヲ認メサリシ一證ト  
シテ見ルヘキ一事是ナリ  
るコントラクト、アングロ、シール  
捺印契約トハ捺印證書ニ認メタル契約ニシテ一名ニ之ヲ特種契約ト  
稱シ其契約上ノ約束ヲはコベナントト云フ但シ特種契約ナル語ヲ以テ  
にスベシヤリト  
記錄契約及ヒ捺印契約ノ總名ノ如ク廣キ意味ニ用キルコト亦時トシ

≒Conveyance

≒Deed

≒Lease

≒Appointment of agent

テハ之ナキニアラス  
 捺印<sup>ほす</sup>證書トハ取引ノ證書ニ署名捺印シテ且ツ之ヲ對手人ニ交付セル  
 モノヲ云フ捺印證書ハ必スシモ契約ヲ結フトキニ限りテ之ヲ作ルモ  
 ノニアラス土地ノ讓渡若クハ貸借<sup>へり</sup>又ハ代理權ヲ委任スル等ノ契約ニ  
 アラサル場合ニモ亦常ニ之ヲ用フルモノトス然ルニ土地讓渡若クハ  
 貸借ノ事ヲ認メタル同一ノ證書面ニ契約ノ事柄ヲ記載スルコト往々  
 之アルノ事實ヨリシテ世人或ハ讓渡ト契約トヲ混同スルコトアリ謬  
 見ノ甚シキモノト云フヘシ  
 凡ソ讓渡<sup>ちこんべん</sup>ナルモノハ對世權ヲ移轉セシムルヲ云フ契約ハ之ニ反シテ  
 對人權ヲ創生セシムルモノヲ云フ而シテ土地讓渡證文ノ主要ノ効用  
 ハ土地ノ所有權即チ對世權ヲ移轉セシムルニアリテ恰モ本邦地券ノ  
 効用ニ類セルモノアリ又土地貸借ノ證文ハ主トシテ貸主ヨリ借主ニ

契約法

六十七

二九

二八

借地權ヲ移轉セシムルノ効用アリ借地權ニハ貸主借主ノ契約ニ依リテ期限ノ長短使用ノ廣狹等ニ差ナキニアラスト雖モ占有權及ヒ幾分カノ使用權アラサルハナシ故ニ借地權ハ不完全ナルニモセヨ所有權即チ對世權タルヤ辨テ俟タサルナリ

土地ノ讓渡ハ捺印證書ヲ以テスルヲ要スレトモ土地ヲ讓渡スヘキ契約ハ捺印證書ヲ要セサルナリ又詐欺條例ノ第一節ニ依リ書面ニ認ムルコトヲ必要トスル三年以上ノ土地貸借ハ其後ノ條例ヲ以テ捺印證書ヲ要スルコトニ定マレリト雖モ土地貸借ノ契約ハ然ラス(但シ詐欺條例ノ第四節ニ依リ書面ニ認ムルコトヲ要スルハ舊ノ如シ)故ニ捺印セサリシ等ノ事ヨリシテ土地貸借ノ證文トシテハ無効ナル證書ト雖モ貸借ノ契約書トシテハ有効ナルコトアリ

代理權ヲ委任スルコトモ亦契約ニアラサルカ故ニ捺印證書ヲ以テセ



Signed, sealed, and delivered

サルトキト雖モ尙ホ約因アルヲ待タスシテ有効ナリトス  
捺印證書ハ署名捺印<sup>リシグチチナエーシリンク</sup>シテ且ツ之ヲ交付<sup>デリベリー</sup>セル取引ノ證書ナルコトハ前  
述ノ如シ故ニ捺印證書ニハ署名捺印及ヒ交付ノ三箇ノ事ヲ必要トス  
ルカ如クニ見ユレトモ其實決シテ然ルニアラス法律ハ捺印及ヒ交付  
ヲ必要ナリトスルモ署名ヲ必要トセス蓋シ捺印證書ナルモノハ人文  
未タ開ケス國民無學ニシテ自己ノ姓名ヲ手署スルコト能ハサル者多  
數ヲ占メタル位ノ時代ニアリテ法律ノ之ヲ認メタルモノナルヲ以テ  
ナリ然リト雖モ現今ニ至リテハ單ニ捺印證書ニ署名スルヲ常トスル  
ノミナラス署名ヲ以テ却テ捺印ヨリモ確實ナル證據ト看做スノ傾向  
アリ故ニ印影ノ現存セサル捺印證書ト雖モ必スシモ無効トスルニア  
ラス署名ヨリシテ捺印ヲ推測スルコトアリ又米國ニテハ花押ヲ以テ  
捺印ニ代用スルコトアリ

捺印證書ノ署名及ヒ捺印ハ其證書面上ノ對手ト現ニ之ヲ作爲セル本人トノ同一ナルコトヲ證スルモノニシテ證書ノ効力ヲ生スルハ之ヲ交付セル時ニアリトス交付ハ名宛ノ對手ニ引渡スモ亦名宛ノ對手ニ引渡ス爲メニ第三者ニ引渡スモ可ナリ又證書ヲ作爲セル對手自ラ之ヲ所持スルト雖モ其證書ノ効力ヲ生セシメント欲スル意思分明ニシテ名宛ノ對手ノ代人トシテ之ヲ所持スルトキハ現ニ交付セルト同一ナリトス而シテ右署名捺印及ヒ交付ノ手續ヲ爲スコトヲ總稱シテ捺印證書ヲ執行スルト云フ其方法左ノ如シ

取エキセキユト

捺印證書ヲ作ラントスル者ハ先ツ之ヲ認メテ印形ヲ押捺シ立會人ノ面前ニ於テ之ニ姓名ヲ手署シ然ル後其證書ヲ指示シテ<sub>る</sub>余ハ此證書ヲ以テ余ノ行爲及ヒ捺印證書トシテ之ヲ交付ス<sub>ト</sub>ト公言シテ交付スルヲ常トス而シテ茲ニ最モ注意スヘキハ余ノ行爲及ヒ捺印證書トシテノ

る I deliver this as  
my act and deed.

一句ニアリ抑捺印證書ノ原語「デード」ナル英語ニハ行爲ト云フ字義アルモノニシテ右ノ句ニハ捺印證書卽チ其之ヲ作爲セル者ノ行爲ナリトノ意義アルコトヲ知ルヘシ故ニ甲者若シ乙者ノ代人トシテ捺印證書ヲ作爲スルモ甲者自己ノ名義ヲ以テセルトキハ乙者ハ其證書面ノ權利ヲ得ルコトナク亦義務ヲ負フコトナシトス是レ代理法ノ原則ニハ背反セルモノナリト雖モ捺印證書ノ性質ヨリシテ其證書ヲ以テ甲者ノ證書卽チ執行者ノ行爲ト看做セハナリ

又一旦捺印證書ヲ執行シ終リタルトキハ全ク其時ヨリ効力ヲ生スルモノナルヲ以テ名宛ノ對手未タ其證書ヲ受取ラス未タ其證書ヲ知ラスト雖モ更ニ捺印證書ヲ以テスルニアラサル以上ハ再ヒ之ヲ取消シ若クハ變更増減シ得ヘカラサルモノトス是レ最初捺印證書ノ効力ヲ生セシメタルト同等ノ手續ヲ經ルニアラサレハ私ニ其効力ヲ消滅セ

シムルコト能ハストセルナリ然ルニ名宛ノ對手若シ證書面ノ權利若クハ約束ヲ拒絕スルトキハ其拒絕ノ方法如何ニ係ハラズ直チニ捺印證書ノ効力ヲ失フモノトス是レ名宛ノ對手ニ於テハ必ラス證書ヲ領承スヘシト思料セル所ノ法律上ノ推測消滅ニ歸シタレハナリ凡人情トシテ人ノ利益ヲ受クルコトヲ拒ムハ甚タ稀ナルコトナレトモ法律ハ又利益ナルコト、雖モ之ヲ人ニ強ユルコトヲセサルナリ

以上畧述スル所ハ名宛ノ對手未タ捺印證書ヲ領承セサリシ場合ニ係レリ然レトモ名宛ノ對手若シ捺印證書ヲ領承セルトキハ其承諾ヲ得ルニアラサレハ更ニ捺印證書ヲ以テスルモ尙ホ之ヲ取消シ若クハ變更増減シ得ヘカラサルヤ言ヲ費サスシテ明ナリ

捺印證書ヲ執行スルト同時ニ現ニ其主要ノ目的ヲ達シ盡スヘキ財産ノ讓渡又ハ棄權等ノ場合ハ偕テ措キ捺印證書ヲ以テ契約ヲ結フトキ

を Offer.  
 わ Acceptance.  
 か Promise.

ニ際シ其證書ヲ執行スルトキハ名宛ノ對手即チ受約者ノ同意ヲ待タ  
 スシテ直チニ證書面ノ義務ヲ生スヘシトスルハ頗ル奇怪ナルカ如シ  
 依テ少シク之ヲ辨セサルヘカラス

凡契契約ハ對人的ノ權義ヲ創生セシムル所ノ合意ニシテ其合意ハ概  
 子申込をオツプアーヲ承諾スルヨリ生スルモノトス申込アルモ承諾アルニアラサ  
 レハ合意ナク契約ヲ生スルコトナシ俗ニ所謂約束ナル者ハ法律上承

諾前ニアリテハ約束ノ効ナク單ニ申込タルニ過キササルナリ故ニ何時  
 ニテモ承諾前ナラハ之ヲ取消スコトヲ得ベシ又英米法ハ捺印證書ヲ

以テセルニアラサルトキハ凡テノ契約ニ約因アルヲ必要トスルカ故  
 ニ申込ニ對スル承諾アリタルノミニテ約因ナキ單純ナル合意ハ以テ  
 法律上有効ナル所ノ約束ヲ生スルニ足ラス然ルニ捺印證書ヲ以テ約  
 束スル時ハ約因アルヲ要セサルモノナレハ法律ハ其約束ヲ目シテ贈

與ト同視スルヲ得ヘシ法律ハ捺印證書ヲ以テセル約束ヲ看做シテ贈  
 與トセルカ故ニ受約者之ヲ承諾セリト思料シテ承諾前既ニ契約ノ効  
 アリトシ又之ヲ取消スコト能ハストスルナレ是レ捺印證書ノ性質ヨ  
 リシテ然ルモノニシテ申込ノ性質上決シテ承諾前取消シ得ヘカラサ  
 ル申込アリト云フニハアラス故ニ捺印證書ヲ以テセル約束ト雖モ承  
 諾前ニ捺印證書ヲ以テスルトキハ之ヲ取消シ得ヘキコト前陳ノ如シ  
 是ニ因テ之ヲ觀レハ英國法ニ於テハ元來捺印證書ヲ以テ契約及ヒ其  
 他ノ取引ノ證據トハ見做サス寧ロ證書其物ヲ目シテ之ヲ作為セル者  
 ノ權義ヲ左右スルニ足ル所ノ行爲ナリトセルコトヲ知ルヘシ  
 以下捺印契約ニ特有ノ性質ヲ順次概説スヘシ

第一 た エストッペル 禁反言

凡捺印證書ヲ作りタル本人及ヒ其承權者ハ捺印證書面ニ記載シタル

組合法

三七

三六

組合ノ一人カ組合ノ保證ヲ以テ自己ノ利益トセル場合

組合ノ一人カ組合ノ名ヲ以テ約束手形爲替手形等ヲ作リシ場合

カ受取リタル金圓ハ組合全體カ受取リタルモノト見做ストノ原則ヨリスレハ相殺スルコトヲ得ルカ如シ故ニ此場合ノ判例モ亦一定セサルナリ

第五 組合ノ一人カ組合ノ保證ヲ以テ自己ノ利益トセル場合例ハ自己ノ金ヲ借ルニ當リテ組合ヲ以テ保證人ト爲セシ場合ノ如キハ組合ノ通常ノ業務外ニ屬スル事件ナルカ故ニ組合ニ於テ其義務ヲ負フヘキモノニアラス

第六組合ノ一人カ組合ノ名ヲ以テ約束手形爲換手形等ヲ作リシ場合元來組合ノ名義ヲ以テ振出シタル流通證書ハ其組合ニ對シ効力アルモノト假定スルト雖此場合ニ於テハ手形ノ所持人ニ於テ組合ノ一人カ自己限ノ利益ノ爲メ組合ノ名義ヲ濫用シテ之ヲ作爲シタルヤヲ知リタルト否トニヨリ區別セサル可ラス若シ組合員カ組合ノ名義ヲ濫

用シテ振出シタル手形ナルコトヲ知ラスシテ所持スルモノニ向テハ組合其責任ヲ辭スル能ハスト雖之ヲ知リテ所持スルモノハ組合員ニ其レ丈ノ職權アルコトヲ證明スルニアラサレハ組合ニ對シ支拂ヲ要求スルヲ得サルヘシ

第七回

組合員カ組合ノ代理者トシテ取結ハサル契約ニ對スル組合ノ責任ヲ論ス

組合カ組合員ノ結約ニ對シ其責任ヲ負フハ組合ノ代理トシテ取結ハレタル契約ニ限ルモノトス而シテ組合員カ自己ノ身分ヲ以テ爲シタルカ或ハ代理者タルノ身分ヲ以テ爲シタルカヲ判別スルニハ其契約ノ書式ニ就キ之ヲ知ルコト最モ必要ナルカユヘ今組合員カ爲シタル契約ノ書式ヨリ組合ノ責任ニ及ホス處ノ結果ヲ講究セントス



組合員ノ  
爲シタル  
書式ヨリ  
組合ニ及  
ホス處ノ  
結果

Contracts under seal.  
は Ordinary contracts not under seal.  
は Bills of exchange and promissory notes.

別契約ノ種  
本人ノ記  
名ヲ要ス

組合又ハ普通商社ノ契約ハ之ヲ組織スル各人ノ契約ニシテ毫モ常人ノ契約ト異ナルコトナキカユヘ組合員ノ爲シタル一ノ契約ヲ取り其書式ニ依リ此契約ハ組合ノ代理トシテ取結ヒタルモノナルヤ又ハ組合員自己ノ資格ニテ爲シタルモノナルヤヲ決スルニハ通常代理人ノ爲シタル契約ヲ其書式(又ハ外形ト云フ)ニ就キ論スル場合ト同ク先ツ契約ヲ捺印(い)、捺印契約(は)、普通契約(は)、爲替及約束手形(に)、三種ニ區別シ逐次其書式ニ就キ責任ノ何レニアルヤヲ吟味スルヲ以テ最モ適宜ノ方法ナリトス

第一捺印契約

捺印契約ハ其契約者ノ資格姓名判明ナルコトヲ要ス故ニ唯代理人ノ名アルモ本人ノ名ナケレハ本人ニ責任ヲ負ハシムルヲ得ス例ヘハ組合員カ組合ノ代理トシテ契約ヲ爲スニハ其組合カ代理人某ヲ以テ契

約スル旨ヲ明記スルヲ要スルナリ

第二普通契約

此契約ハ本人ノ姓名ヲ明示スルト否トニ拘ハラス苟モ本人ノ誰タル  
コトヲ知り得ヘク本人ノ契約ト認メ得ヘキニ於テハ其記名者ノ如何  
ニ係ハラス之ヲ本人ノ契約トシテ其權利義務ヲ執行セシムヘシ例ヘ  
ハ組合員ノ一人カ自己ノミノ名義ヲ以テ結約セシトキト雖モ其實組合  
ノ契約タルコトヲ認メ得ヘキ顯况アルニ於テハ組合ハ之ニ對スル責  
ヲ免ル、コトヲ得サルヘシ

第三爲替及約束手形

爲替手形約束手形ハ實際ノ如何ニ拘ハラス其證書面ニ顯ハレタル記  
名者ノミニ對シ其責任ヲ負ハシムルモノナルカ故組合員ノ一人カ自  
己ノミノ姓名ヲ書シテ手形ヲ振出シタルトキハ其實組合ノ手形ナル

組合ノ手  
形ニハ組  
合ノ名義  
アルヲ要  
ス

會社ノ契  
約ハ社印  
ヲ要ス

例外

判例

判例一定  
セス

ニモ拘ハラス組合ハ其責任ヲ負ハサルハシ  
 之ヲ要スルニ組合ノ契約ハ常人ノ契約ト異ナルコト無ケレハ其書式  
 ヨリ生スル効果ニ付テモ亦差異アルコトナシト云フニ在リ之ニ反シ  
 特許商社又ハ會社ノ契約ハ何種ノ契約ニ拘ハラス必ス社ノ公印ヲ捺  
 セサルヘカラスト云フヲ以テ一般普通法ノ原則トセリ而シテ此原則  
 ハ常ニ固守セラレ社員合同ノ決議ト雖捺印證書ヲ以テスルニアラサ  
 レハ其効果ナシトマテニ論決セラレタルコトアリ左レト此原則ニハ  
 一ノ例外ヲモ許サスト云フニアラス瑣末ノ事件ニ付テハ社ノ公印ヲ  
 要セスシテ處理スルコトヲ得ルナリ又近代ニ至リテハ稍緩弛セラレ  
 會社ノ特定ノ營業ニ關シテ適當ニ成リ立チタル契約證ハ社印ヲ脱ス  
 ルモ其効アル旨ヲ判決シタルコトアリ即チ瓦斯會社カ瓦斯ノ積送ニ  
 付キ爲シタル契約航海會社カ船舶ノ航海ニ關シテ爲シタル契約鐵道

ほ Ratify

會社ノ追  
認ハ捺印  
ヲ以テセ  
サルヘカ  
ラス

會社カ其支配人ノ注文シタル鐵油等ノ代金支拂契約ハ社ノ公印ナク  
 シテ結約セルモ仍ホ會社ニ於テ其責ニ任スヘシト判決セラレタルコ  
 トアリ然レトモ亦之ニ反シ設ヒ特定ノ營業ニ關スル契約ト雖公印ナ  
 ケレハ其効力ヲ生セスト判決セルコトモ勘ナカラサルヲ以テ以上ノ  
 例外ニ付テハ適用ノ際深ク注意ヲ要スヘシ

會社ハ無捺印契約ほ又ハ普通契約ほヲ追認シテ有効ト爲スヲ得ヘキモ必  
 ス社印ヲ用ヒテ之ヲ追認セサルヘカラス又既ニ會社カ無捺印契約ヲ  
 以テ爲シタル事件ニ就キ出訴セラレ裁判ヲ言渡サレタル時ハ詐欺ヲ  
 理由トスルニ非サレハ右裁判即チ契約ヲ放棄スルコトヲ得サルナリ  
 又假令ヒ押印アルモ其職權アルモノ、押印シタル證書ニアラサレハ  
 無効ナリ即チ押印スヘキ權利アル社員カ書畫ノ相當ノ地位ニ捺印シ  
 タル證書ナルコトヲ要ス但シ實際ニ於テハ會社ノ業務ヲ執ル各社員

茲ニ宣誓ノ事ニ就テ一言センニ宣誓ノ式ニ種々アリト雖モ左ニ掲クル三種以テ最モ普通ノ式トス

第一 經典ヲ捧ケテ眞實ヲ陳述スルコトヲ證シ畢テ後チ經典ニ接吻スルヲ以テ典式トスル者

第二 右手ヲ舉ケテ以テ眞實ヲ陳述スルコトヲ證スル式

第三 直立シテ眞實ヲ陳述スルコトヲ表スル式

右三種ノ式ハ其方法各異ナリト雖モ其効力ハ何レモ同一ナルモノトス而シテ宣誓者若シ詐テ眞實ヲ陳述セサル時ハ譌誓ノ罪ヲ以テ罰スルナリ

却說原告人モ亦被告人ノ答辯ニ對シテ横揖答辯ヲ爲シ得ルナリ然レトモ原告人ハ被告人ノ答辯ニ對シ必スシモ一々辯駁スルヲ要セス如何トナレハ原告ニ於テ特ニ被告ノ答辯ヲ認ムルニ非レハ被告ノ答辯

ハ總テ原告ノ承認セサルモノト爲スヲ以テナリ  
 原被兩造相互ニ辯論書ヲ提出シ事實又ハ法律ノ論點ニ達スル(一方ニ  
 於テハ然リト云ヒ他ノ一方ニ於テハ然ラスト論スル點ニ達スルヲ云  
 フ)トキハ裁判官ハ時日ヲ期シテ對審ヲ開キ判決ヲ與フルナリ然レト  
 モ若シ對審ヲ開ク以前ニ於テ原被雙方示談又ハ中裁ヲ承諾シ解訟ヲ  
 請フトキハ直ニ之ヲ許スモノトス蓋シ文明ノ諸國ニ於テハ大ニ示談  
 中裁ヲ獎勵シ以テ無用ノ費額ヲ節減スルノ風アリ現ニ合衆國ノ如キ  
 ハ法律ヲ以テ訴訟人ヲシテ示談中裁セシムルハ公使及ヒ領事ノ義務  
 ト定メタリ(改正布告第四千〇九十八條ヲ參觀スヘシ)

附言被告人答辯書ヲ提出スルニ充分ノ理由ヲ有セサルトキハ總領  
 事ハ之ニ書翰ヲ贈リテ中裁ヲ勸メ以テ裁判費用ヲ節省セシムルコ  
 トアリ蓋シ總領事ヨリ書翰ヲ贈ルハ總領事ノ資格ヲ以テスルニ非ス

一己人ノ資格ヲ以テ中裁ヲ勸ムルナリ  
民事訴訟ニテハ領事ハ必スシモ補助員ヲ徵集スルヲ要セスト雖モ金額五百弗以上ノ事件ニシテ欠席裁判ヲ與フル場合ニハ必ス補助員ヲ要スルナリ(領事廳規則第六十一條ヲ參觀スヘシ)然レトモ事實又ハ法律上頗ル錯雜困難ナル疑問ヲ包含スル乎若クハ重大ノ關係ヲ有スル事件アルトキハ補助員ヲ徵集スルヲ通例トス  
右ノ補助員ハ毎年一月領事カ合衆國公使ノ認可ヲ經テ調製スル人名簿ヨリ撰擧スルモノニシテ其補助員トナルニハ年齡二十一歳以上ノ合衆國人民ニシテ領事ノ管轄地内ニ居住シ品行方正能ク其任ニ堪ユル人ナラサルヘカラス  
補助員ヲ撰定スル方法ハ右ノ人名簿ニ記載シアル人ノ名刺ヲ入レタル筐ヲ法庭ニ持出シ原被兩造ノ目前ニ於テ領事又ハ其書記右ノ筐中

補助員  
ヲ  
拒否スル  
ノ理由

ヨリ四個以下ノ名刺ヲ引出シテ之ヲ原被告ニ示シタル上補助員ト定ムルナリ而シテ原告又ハ被告ハ左ニ記載スル理由ヲ述ヘ充分ノ證據ヲ提供スルトキハ其引出サレタル人ノ全體又ハ一人ニ對シ補助員タルコトヲ拒ミ得ルモノトス其所謂理由ハ即チ左ニ

第一今補助員ニ撰定セラレントスル人カ原告又ハ被告ニ對シテ血縁又ハ婚縁上三等親以内ノ關係ヲ有スル時

第二補助員タルヘキ人カ原告又ハ被告ニ對シ後見人又ハ被後見人主人又ハ從僕雇主又ハ被雇人本人又ハ代理人ノ關係ヲ有シ或ハ其訴訟事件ニ就キ原告又ハ被告人ノ保證人ナル時若クハ原告又ハ被告ト組合商業ヲ爲シ居ル人ナル時

第三補助員タルヘキ人カ以前原被告間ニ起リタル本訴ト同一ノ事件ニ就キ補助員又ハ保證人トナリタルカ若クハ補助員又ハ保證人



トナリテ不適當ノ意見ヲ附シタル時

第四補助員ニ撰定セラレントスル人カ原告又ハ被告ニ對シ宿怨若ク

ハ愛憎ノ念ヲ抱キ爲メニ公平ナル意見ヲ附スル能ハサルノ恐れ

アル時(領事廳規則第六十六、七、八條ヲ參觀スヘシ)

原被告ヨリ此ノ如キ理由ヲ陳述シテ補助員ヲ撰定スルコトヲ拒ムト

キハ裁判官ハ更ラニ筐中ヨリ他ノ名刺ヲ引出シテ之ヲ原被告ニ示シ

原被告ニ於テ満足スル補助員ヲ撰定スルナリ

補助員ヲ徵集スル時ニハ證人ヲ召喚スル如ク召喚狀ヲ發シマーシヤ

ル官ヲシテ之ヲ送達セシム而シテ召喚狀ヲ請取リタル補助員若シ正

當ノ理由ナクシテ出庭セサル時ハ法庭侮辱ノ罪ヲ以テ論シ禁錮及ヒ

罰金ノ刑ニ處スルモノトス

附言證人召喚狀ト補助員召喚狀ト異ナル所ハ證人ノ召喚狀ニハ原

證人ヲ召喚スルノ手續

日本人ヲ證人ニ召喚スル手續

告某ヨリ被告某ニ對スル某事件ニ付キ何々ヲ證明スル爲メ出庭スヘシト記スレトモ補助員ノ召喚狀ニハ某事件ニ付補助員トシテ出庭スヘシト記スルモノニシテ其他ハ總テ同一ナリトス

原被告ニ於テ證人ノ召喚ヲ要スル時ニ對審前ニ豫メ其證人トシテ召喚セント欲スル人ノ名刺ヲ領事廳ノ書記ニ呈スルモノトス而シテ其證人タルヘキ人合衆國ノ人民ニシテ領事廳ヲ距ル三十英里以內ニ住居スルトキハ領事廳ハ直ニ證人召喚狀ヲ發シマアシアル官ナシテ之ヲ送達セシム而シテ召喚ヲ受ケタル證人若シ正當ノ理由ナクシテ出庭セサルトキハ法庭侮辱ノ罪ヲ以テ論シ禁錮及ヒ罰金ノ刑ニ處スルモノトス

日本帝國ノ人民ヲ證人トシテ召喚ヲ要スルトキニハ領事ヨリ日本政府ニ照會シテ出庭セシメ其他ノ外國人ヲ證人トシテ召喚スル場合ニ

證人及ヒ  
補助員ノ  
旅費日當

モ亦其本國ヨリ日本帝國ニ派遣スル公使又ハ領事ニ照介シテ出庭セ  
シムルナリ  
補助員及ヒ證人ヲ召喚シテ出庭セシムル時ハ往復旅費並ニ滞在日當  
ヲ支給スルモノニシテ證人ノ滞在費ハ一日ニ一弗半旅費ハ一英里ニ  
付金十五錢ノ割ニテ補助員ニハ滞在費ト旅費ヲ合セテ一日ニ付三弗  
六十錢ヲ支給スルモノトス而シテ是等ノ費用ハ總テ訴訟落着ノ際ニ  
敗訴者ヨリ支辨セシムルナリ  
上來陳述セシ如ク原被兩造ニ於テ補助員及ヒ證人ノ召喚等總テ豫備  
ノ手續ヲ終ルトキハ原告人又ハ其代理人ニ於テ先ツ辯論ヲ始メ被告  
人ノ方ニ於テ横揖答辯ヲ爲サ、ルトキハ原告ハ直ニ其證人ヲ訊問シ  
然ル後被告人又ハ其代理人再ヒ之ヲ訊問スルモノトス  
斯ノ如クシテ原告證人ノ訊問ヲ終ルトキハ原告ハ直ニ辯論ヲ附シテ

其訴訟ヲ裁判官ノ判定ニ任スルナリ  
次ニ被告人ハ其證人ヲ呼出シテ之ヲ訊問シ續テ原告人又ハ其代言人  
再ヒ之ヲ訊問シ然ル後被告人辯論ヲ附シテ其訴件ヲ判官ノ判決ニ任  
スルトキハ原告又之ニ對シテ答辯ヲ附シ全ク其局ヲ結フナリ蓋シ辯  
論ヲ始終スルノ權利ハ原告ニ與フルカ通例ナリト雖モ被告ニ於テ橫  
揖答辯ヲ爲ストキハ辯論ヲ始終スルノ權被告ニ在リ要スルニ辯論始  
終ノ權モ舉證ノ責任ト均シク常ニ積極論者ニ在ル者トス  
以上辯論終局ニ至ル迄ノ手續ヲ述ヘタレハ次ニ裁判言渡ノ事ヲ陳述  
スルヲ以テ講義ノ順序ナリトスト雖トモ余ハ之ヲ講スル前ニ於テ合  
衆國ノ領事廳ニ於テ認定シタル證據法ノ最モ必要ナル二三ノ規則ニ  
就テ一言セント欲スルナリ  
凡ソ證人トシテ召喚サレタル人ハ皆法庭ニ於テ事實ヲ證明スル前ニ

先ツ自己ノ陳述スル所ノモノハ皆眞實ナルコトニシテ毫モ虛妄ナラサルコトノ宣誓ヲナサ、ルヘカラス(領事廳規則第七十七號ヲ參觀スヘシ)

原被兩造ハ各自ノ爲メニ自ラ證明スルヲ得ルハ勿論反對者ノ證人ト雖トモ之ヲ訊問スルヲ得ルモノニシテ原告人若シ被告人ノ證人ヲ訊問スルトキハ被告人モ亦原告人ノ證人ヲ訊問シテ辯駁ヲ試ミ得ルナリ(領事廳改正規則第六十八條ヲ參觀スヘシ)

凡ソ證人トシテ召喚サレタルモノハ皆論點事實ニ對シテ答辯ヲ與ヘ其答辯ヲ與ヘタル爲メ證人自ラ責任ヲ負擔セサルヲ得サル場合ニ至ルモ之ヲ以テ其答辯ノ責ヲ辭スルヲ得スト雖モ答辯ヲ與ヘタル爲メ自ラ重罪ノ刑ニ觸ル、ノ傾向アリ又ハ直接ニ自己ノ榮譽ヲ毀損スルノ恐レアルトキハ答辯ヲ附スルヲ要セス然レトモ時宜ニ依リ論點事

證人タル  
ヲ得サル  
人

實ニ對シテ右等ノ答辯ヲ必要トスルトキハ之ヲ辭スルヲ得サルモノ  
トス(領事廳規則第六十三條ヲ參觀スヘシ)  
今左ニ記載スルモノハ證人トナリテ法庭ニ出テ事實ヲ證明スルヲ得  
サルモノトス  
其一 夫ハ其妻ノ證人タルコトヲ得ス  
其二 妻ハ其夫ノ證人タルコトヲ得ス  
其三 瘋癲白痴者  
其四 偽誓又ハ偽證ノ罪ヲ犯シタル者  
其五 賄賂ヲ收メテ證據物ノ隱匿又  
其六 湮滅セシメタルモノ  
其七 證人ヲ遁逃セシメ又ハ他人ヲ罪ニ陷レ  
其八 徒黨シタル者  
其九 他人ヲ煽動シテ訴訟ヲ起サシメント徒黨シ  
其十 十四歳以下ノ幼者但シ十四歳以下ノ少年ト雖モ證人トナルニ

證據ノ性質

適當ノ智識ヲ有シ能ク宣誓ノ性質及ヒ結果如何ヲ理會スルコ  
 トナ法廷ニ對シテ證明スル時ハ證人トナルヲ得然レトモ十四  
 歲未滿ノ少年ハ法律上一般ニ證人タルノ能力ヲ有セサルモノ  
 ト推測スルナリ(グリーンリーフ證據法卷ノ一第三編第二章ヲ  
 參觀スヘシ)  
 原被兩造ヨリ提供スル證據ハ勿論左ニ記載スル普通法ノ規則ニ遵ハ  
 サルヘカラス  
 第一訴訟ノ論點ニ對シ證據ヲ有スルモノナラサルヘカラス  
 第二論點ノ大體ヲ證明スルヲ以テ足レリトス  
 附言右ノ二規則ヲ設ケテヨリ以來ハ論點事實ニ對シテ必要ナラサ  
 ル證據ヲ安リニ提供スルノ弊害ヲ脱却スルニ至レリ  
 第三舉證ノ責任ハ常ニ固言者ニ在ルモノトス

第四論點事實ニ對シ直接ノ關係ヲ有スル最モ善良ナル證據ハ必ス提出セサルヘカラス例ヘハ貸金催促ノ訴訟ニ借用證書ノ本書ヲ提供スルノ類即チ是ナリ

凡ソ證人トナリテ事實ヲ證明スルニハ必ス自身ニ聞知シタル事ニ非サレハ其効力ナキモノニシテ假令十分信ヲ置ニク足ル人ヨリ聞キタル事ト雖モ傳聞ハ二三ノ場合ヲ除クノ外總テ無効ノモノトス

他人ノ依頼ヲ受ケタル代言人又ハ代人等カ其依頼者ヨリ領收シタル書類書翰其他總テ代言人又ハ代人ノ資格ヲ以テ依頼ヲ受ケタル事ニ關シテハ強テ代言人ヲシテ之ヲ他ニ報道セシムルヲ得サルカ一般普通ノ規則ナリ

夫妻ノ間ニハ報道ノ特許アルカ故ニ離婚後又ハ夫妻ノ内一人死去ノ後ト雖モ離婚前又ハ存生中相互ニ吐露シタル事ハ強テ之ヲ他ニ報道



セシムルヲ得サルナリ  
證書ノ文字ヲ説明スル爲メニハ口頭ノ證據ヲ許スト雖モ之ヲ以テ證  
書ノ文字ヲ變換若クハ反對セシムルヲ得ス例ヘハ證書ノ文言不明瞭  
ニシテ解シ難キ所アルトキハ其不明瞭ナル部分ノミ口頭ノ陳述ヲ以  
テ證明シ得ルト雖モ之ヲ變換増減スルヲ得サルカ如シ  
凡ソ人ハ皆其行爲ヨリ生スル自然ノ結果如何ヲ豫認スルモノト推測  
シ苟モ證書面ニ署名シタルモノハ皆法律上其責ニ任セサルヲ得ス  
自白又ハ自己ト利害心ヲ共ニスル人ニ對スル自白又ハ自己ト  
利害心ヲ共ニスル人ニ對シ證據トシテ之ヲ採用スルヲ得組合員ノ一  
人カ他ノ組合員ニ對シテ與ヘタル自白ハ其人ニ對シテ證據ノ効力ヲ  
有シ代言人ノ首白ハ其訴訟事件ノ依頼者ニ對シテ證據タルノ効力ヲ  
有スルモノナリ

死去ノ推測

証人訊問ノ方法

凡ソ人ヲ搜索シテ七年間ヲ經過スルモ其踪跡ヲ詳ニスル能ハサルトキハ其人ハ既ニ死去シタルモノト推測ス故ニ此ノ場合ニ於テ若シ其人ノ生存スルコトヲ主張スルモノアレハ主張者ニ於テ其生存ノ證據ヲ提供セサルヘカラス

証人ヲ訊問スルニ當リ誘導ノ問ヲ發スル能ハサルハ一般ノ規則ニシテ譬ヘハ訊問者ニ於テ得ント欲スル所ノ答ヲ爲サ、ルヲ得サルカ如キ疑問又ハ証人ヲシテ然リ或ハ否ラスト答ヘシムル如キ問ヲ起スヲ得ス然レトモ証人トシテ召喚サレタル人カ其之ヲ召喚シタル對手ニ對シテ抗敵スルカ或ハ反對ノ利害心ヲ有スルカ或ハ證據ヲ陳述スルコトヲ忌避スルカ或ハ失念ノ爲メ證據ヲ脱漏シタル場合ニ於テハ誘導ノ問ヲ起スヲ得ルナリ且該人ノ適否ヲ彈劾スルニハ其人一般ノ榮譽外ニ涉ルヲ得サルモノトス

民事被告  
召喚狀ノ  
式

民事被告召喚狀ノ式

大日本帝國神奈川駐劄合衆國總領事廳ニ於テ

原告人 某

對

合衆國ノ人民ナル

被告人 某

前記原告ヨリ相係ル(貸金催促損害要償等訴訟事件ノ訴狀副本  
ヲ送達スルニ付キ横濱港内ニ住スル被告人ハ送達シタル日ヲ  
除キ三日以内ニ横濱港外ニシテ帝國ノ或ル場所ニ在ル被告人  
ハ送達シタル日ヲ除キ二十日以内ニ日本帝國外ニ在ル被告人  
ハ送達シタル日ヲ除キ四十日以内ニ出庭ノ上答辯ヲ捧呈スヘ  
シ若シ右期限内ニ答辯書ヲ捧呈セサルトキハ原告請願ノ通り

證人召喚  
狀ノ式

裁判言渡スモノナリ

年月日

合衆國總領事

某

民事保證人召喚狀ノ式

大日本帝國神奈川駐劄合衆國總領事廳

原告人 某

對

合衆國ノ人民ナル

被告人 某

前記訴訟事件ニ付キ何年何月何日第何時原告又ハ被告ノ爲メ  
何々ヲ證明スル爲メ神奈川駐劄總領事廳ニ出庭スヘシ若シ此  
命令ニ違背スルトキハ成規ニ依テ處分ス

審判報告  
書式

保證人某殿

合衆國總領事及ヒ總領事廳ノ判官總領事廳ノ印章

年月日

合衆國總領事 某

審判報告ノ書式

合衆國總領事廳

何年何月何日 神奈川

原告人 某

對

被告人 某

審判ノ報告

前記ノ訴訟事件何年何月何日第何時總領事廳ニ於テ審判ヲ開ク

凡ソ一度提出シタル證據ハ再度之ヲ證據トシテ提出スルヲ得サルモノトス故ニ一度民事ニ提供シタル證據ハ再ヒ之ヲ刑事ニ提出スルヲ得ス若シ斯ノ如キ證據ヲ提出シタル者アルトキハ偽證ノ罪ヲ以テ罰スルナリ(改正布告第八百六十條ヲ參觀スヘシ)

民事ノ場合ニハ其訴訟事件ニ利害心ノ關係ヲ有スル人ト雖モ保證人トシ事實ヲ證明スルコトヲ許スナリ(改正布告第八百五十八條ヲ參觀スヘシ)

證人タルモノ法庭ニ於テ訴訟ノ事實ヲ證明スルニハ必ラス口頭ノ陳述ヲ用ヒサル可ラス特ニ裁判所ノ規則ニテ文書ヲ以テ證明スルコトヲ許ス場合ニハ文書ヲ以テ證明スルヲ得ルト雖モ之レハ所謂變例ニシテ口頭ノ陳述ヲ用ヒテ證明スルハ一般ノ規則ナリ故ニ文書ヲ以テ

文書ノ口  
供ヲ採用  
スル場合

證明スル場合ニハ證人之ヲ拒否スルヲ得ヘシ(改正布告第八百六十一條ヲ參觀ス可シ)

然レトモ民事ニテ文書ノ口供ヲ必要トスル場合アリ而シテ合衆國領事廳カ日本帝國内ニ於テ文書ノ口供ヲ採用スル場合ハ則チ左ノ如シ  
第一 證人タル者現在訴訟事件ニ關係ヲ有スル乎又ハ該事件ニ利害關係ヲ有スル時

第二 證人タル者現ニ證明ヲ要スル港又ハ都府ノ外ニ居住スル時

第三 證人タル者訴訟ノ起リタル場所ヲ將ニ去ラントシテ其訴件ニ

就テ證明ヲ要スル頃迄歸着スルノ望ミナキ時

第四 證人タル者疾病等ニテ出庭スル能ハサル時

右等ノ事情アルトキハ文書ノ口供ヲ取り得ルヲ以テ其之ヲ要スル原告又ハ被告ハ豫メ右等ノ事實ヲ證明シテ公使又ハ領事ニ請願シ審問

ノ場所及ヒ時日ヲ其對手ニ報告シ然ル後チ公使又ハ領事ノ前ニ於テ  
口供ヲ取ルモノトス而シテ口供完結スルトキハ之ヲ證人ニ讀ミ聞カ  
セ證人ニ於テ修正ヲ要スルトキハ修正ヲ加ヘテ之ニ記名調印シ公使  
又ハ領事ノ證印ヲ受ケタル後チ領事之ヲ封鎖シテ口供ヲ要スル場所  
即チ現ニ訴訟ノ起リタル席所ニ送達ス例ヘハ長崎ノ領事廳ニ於テ必  
要トスル證人ノ口供ヲ横濱ニテ取り直ニ之ヲ長崎ニ送達スルノ如キ  
類是レナリ

證人ノ口供ヲ取ルトキニ原被告共ニ臨席スルトキハ其訊問ノ際ニ於  
テ右口供ニ對シ故障ヲ陳述スルニ非サレハ後日ニ至リ故障ヲ申立ル  
ヲ得ス證人タル者審判ノ場所ニ不在ナル乎又ハ病氣等ニテ出庭シ能  
ハサル場合ニ文書ノ口供ヲ取りタルトキハ審判ノ時ニ於テ其不在又  
ハ病氣ナルコトヲ充分ニ證明セサル可カラス且ツ證人ノ死去シタル



理學者ニシテ考ノ裁判官タラハ事ニ臨ミテ一々其事實ノ是非ヲ調フヘカラス全体裁判官ハ法律ヲ適用スル役人ナレハ自ラ事實ヲ調フル者トハ大ニ其職務ヲ異ニセリ論理學者モ斯クノ如ク若シ一々事物ヲ調フルトキハ最早論理學者ニ非ス論理學者ハ鑄物師ナリ鑄物師ハ其地金ノ何タルヲ問ハス客ノ注文通りニ之ヲ鑄ルナリ鑄物師ニシテ自ラ地金ノ類ヲ撰フ如キハ實際無キコトニシテ若シ客ノ銅像ヲ注文スルニ鐵像ヲ鑄タランニハ商賣トハ爲ラサルナリ論理學者モ此鑄物師ノ如ク論客ノ呈出スル材料ハ何事ナリトモ更ニ關セス唯論法ヲ適用スルヲ以テ其任トス然レトモ論客ノ方ニテ實際有ルヘカラサル事即チ自家乖戾ノ議論ヲ呈出シタルトキハ論理學者ハ論法ヲ適用シ難キナリ若シ強テ之ヲ適用セハ諧謔力或ハ謎言トナルト知ルヘシ諧謔ヤ謎言ハ論理ノ與カル所ニ非ス論理ハ唯正論ヲ取ルノミナリ而シテ其

Inductive Logic  
Deductive Logic

Ueberweg.  
Sokrates

範圍ハ百般ノ學問ニ及フコトト知ルヘシ  
第二章 論理學大別

第一項 續譯論理

論理學ニ二種ノ緊要ナル大別アリ續譯論理學歸納論理學是ナリ續譯  
論理ハ原名ニテ「ヂダクシヨン」ト云フ蓋シ引出スノ義ナリ西周氏ハ之  
ヲ譯シテ演繹法ト云ヘリ蓋シ演ヲ廣及ヒ延ノ義ニ用キラレシナリ繹  
ハ抽絲ノ義ニ取ラレシナリ然レトモ演ハ元來名詞ニシテ長流ノ義ナ  
リ是ヲ以テ余ハ誤解ヲ生センコトヲ恐レ改テ續字ヲ用キタリ蓋シ續  
ハ引ナリ長ナリ衍ナリ悉ク働詞ニシテ誤解スルノ恐ナケレハナリ續  
繹論理ハ又方式論理トモ稱ス案スルニ續繹論理ハ思想ノ法律即チ思  
想ノ方式ヲ研究スルカ故ナリ該法ヲ稱道セシハユールベリエツグ氏ニ依  
レハ希臘ノソクラテースヲ以テ始トス然レトモ先生ハ主トシテ道ヲ

Plato  
Aristoteles

歸納論理

講セラレ文章論理ヲ講セラレサリシヲ以テ論理ノ基礎ヲ置カレシ者トハ稱スヘカラス先生ノ門人ニプラトニアリ世ニ出藍ノ才ヲ以テ稱セラル氏ハ語辭ノ種類ヲ論辯シテ初メテ論理ノ基礎ヲ建テタリ其門人ニアリストテリースアリ後世氏ヲ以テ論理ノ發見者トス蓋シ氏ハ百般ノ學科ニ通シ發明スル所少シトセス而シテ論法ノ一科ニ至リテハ後世ノ最モ仰ク所ナリ論理學ハ概シテ之ヲ言ヘハアリストテリース氏ヨリ始マルト謂ハサルヘカラス是ヲ以テ續釋論理ノ一名ヲアリストテリース氏ノ論理ト稱ス續釋法ノ主トスル所ハ原則ヲ敷衍シテ種々ノ枝葉ノ細則ヲ論定スルニ在リ是レ續釋法ト稱スル所以ナリ

第二項 歸納論理

歸納論理ハ原語ニテ「インダクシヨン」ト云フ蓋シ引込ムノ義ナリ而シテ之ヲ歸納法ト譯セシハ西周氏ナリトス歸納ノ法タルヤ其由來頗ル

Whewel  
System of Logic  
John Vehn

Lord Verulum, Francis Bacon  
Novum Organum  
Herschel

遠クシテ矢張り續釋法ノ如ク之ヲアリストテリース氏ニ歸セサルヘ  
カラス然レトモ氏ハ未ダ曾テ歸納法ヲ以テ一派ノ論理學ト立ルニ至ラ  
ス氏没シテヨリ以來此法ノ傳ヲ失フヲ殆ント二千年再之ヲ稱道シタ  
ルハ英國ノロード、エルーラム即チ司法大臣フランシス、ベーコン氏ナ  
リトス氏ハ種々ノ著作ノ中ニ羅甸文ヲ以テ歸納論法ヲ稱道シ其書ヲ  
名ケテ新機械ト云ヘリ蓋シ新論法ノ意義ナルヘシ氏没シテヨリ以來  
其傳ヲ失フヲ又二百年ニシテヘルシエル、ヒューエル、氏等アリテ此法  
ヲ研究シタリト雖モ未タ此法ヲシテ盛ナラシムルニ至ラス其後有名  
ノジヨン、スチユアー、ミル氏アリテ畢世ノ苦心ヲ以テシステム、オズ、ロ  
ジック」ヲ著シベーコン氏ノ置カレタル基礎ニヨリテ初メテ歸納法ノ一  
科ヲ建テラレタリ氏ノ後ジヨン、ベン氏アリテ偶合論理ヲ研究セラレ  
タリト雖モ其枝葉ヲ附ケタルニ過キス是ヲ以テ如何ナル大家ト雖モ

歸納法ヲ講スルニハ皆ミル氏ノ説明法ニ則レリ余輩後進モ從テ亦同  
氏ニ依テ之ヲ説明スヘシ歸納法ノ研究スル所ハ數多ノ細則ヲ練合シ  
テ一箇ノ之ヲ統フル原則ヲ定ムルニ在リ是ヲ以テ歸納法ト稱ス

第三項 續  
法  
相  
關

已ニ述ヘタル如ク論理ハ思想ノ法律ニシテ衆人俱ニ承認スル所ノ思  
想ノ原則ヲ敷衍シテ成レル者タルヲ以テ如何ナル論法ナリトモ皆論  
理學ノ支配ヲ受ケサルヲ得サルハ明瞭ノ事ナリトス已ニ述ヘタル如  
ク論理學ニハ續  
法  
相  
關ノ大別アリト雖モ其基ク所ハ同一ニシテ續  
法  
相  
關ノ思想ノ法律ノ全體ヨリ直ニ敷衍シ歸納法ハ其一部ヲ敷衍シテ之  
ヲ實際ニ適用スヘキ様ニナシタル者ニ過キス譬ヘハ論理學ハ性法ニ  
シテ續  
法  
相  
關ハ性法ヲ根據トシテ定メタル一般ノ法律歸納法ハ性法ノ  
原理ニ依テ實際ヨリ定メタル特殊ノ法律ナリ故ニ續  
法  
相  
關論理學者ハ恰

モ判事ノ如ク歸納論理學者ハ恰モ立法官ノ如シ判事ノ職分タルヤ判  
事席ニ坐シテ原被兩告ノ申立ヲ聞キ法律ノ存スル所ニ由テ之ヲ裁判  
スルニ過キス續釋論理學者モ之ト等シク衆人ノ提出スル所ノ事實ヲ  
篤ト考ヘ論理ノ存スル所ニ由テ之ヲ判決スル者ナリ決シテ自ラ其席  
ヲ下リテ探偵吏然トシテ隱微ノ事實ヲ摘發シテ由テ以テ其判決ヲ左  
右スヘカラサルハ明ナリ又假設實際之ヲ爲サントスルモ論法ノ與カ  
ル所ハ人智ノ及フ限ノ百般ノ學科ニ在ルヲ以テ造物主ニ非サル以上  
ハ之ヲ爲ントスルモ得テ爲スヘキコトニ非ス故ニ續釋論理學者ハ衆人  
ノ提出スル事實ノミヲ以テ満足セサルヲ得ス然リト雖モ歸納論理學者  
ニ至テハ然ラス歸納論理ハ特殊ノ原則ヲ研究スル者タルヲ以テ其勢  
事實ヲ調査シ實地ノ情況ヨリシテ特殊ノ原則ヲ考ヘ出サ、ルヘカラ  
ス然ラハ歸納論理學者ハ純然タル思想ノ立法官ニシテ能ク其立法ノ

根據ヲ立テンニハ能ク實際ノ事實ヲ調査シテ原則ヲ定メ思想ノ裁判官ヲシテ之ヲ適用セシムル時ニ臨ミテ困却セシムル所アルヘカラス是ヲ以テ續釋論理ト歸納論理トハ元ト同一ノ思想ノ性法ニ從フ者タリト雖モ之ヲ用キル際ニ至リテ差別アルヲ免レス案スルニ續釋論理ハ平生ノ事物ヲ處辨スル時ニ於テ專ラ之ヲ用キルヘキモノニシテ歸納論理ハ事物ノ原理ヲ研究スル際ニ臨ミテ之ヲ用キル者タリ語ヲ換ヘテ之ヲ云ヘハ歸納法ハ才ヲ養成スルノ要具ニシテ續釋法ハ才ヲ擢揮スルノ利器タリ何レニシテモ此兩法トモ人間缺クヘカラサルノ論法ニシテ其一ヲ缺キタルトキハ議論ヲ整理スル能ハサルナリ世ニ此兩法ノ關係ヲ知ラスシテ叨リニ一方ニ偏スル論者アリト雖モ此等ノ輩ハ論法ヲ知ラサル者トシテ度外ニ置テ可ナリ又案スルニ世ニ原則ヲ製スル法ナレハトテ先ツ歸納法ヲ研究シ後續釋法ニ及フ者アリ此ノ如

## 論理至用

キハ一應尤ノ如ク見ユト雖モ熟々此兩法ノ由テ出ツル所ヲ案スルニ  
 續釋法ハ思想ノ法律ヲ直ニ一般ニ敷衍シタル者タルヲ以テ假設歸納  
 法ト雖モ續釋法ノ論法ニ由テ之ヲ建テサルヘカラス例之ハ續釋法ハ  
 主ニシテ歸納法ハ從タリ此理ヲ以テ余ハ先ツ續釋法ヲ研究シ後歸納  
 法ニ及フ者ナリ余ノ論理學講義ニ於テ歸納法ノ爲ニ特ニ總論ヲ設ク  
 ト雖モ續釋法ノ爲ニ之ヲ設ケサルハ此理ニ基ケリ諸氏論理學總論ヲ  
 以テ續釋論理總論ト見做シテ可ナリ

第二章 論理主用

已ニ述ヘタル如ク論理學ハ其續釋ト歸納トヲ論セス皆思想ノ性法ニ  
 基ク者タルヲ以テ已ニ具ハレル者ヲ整フルノミヲ以テ其任トスル者  
 ナリ故ニ海ノ東西ヲ論セス時ノ古今ヲ問ハス論法ナキ國ハアラサル  
 ナリ唯其缺點ノ多少ニ於テ差別アルニ過キス案スルニ希獵論理ハ缺



○英文法律書出版前金購買者募集廣告

實務ニ急需アル學術ハ法律ニ若クハナシ實地應用ニ適切ナル法律ハ英吉利法律ニ若クハナシ抑本校ハ邦語ヲ用ヒ主トシテ英吉利法律ヲ教授シ世務ニ能堪ノ士ヲ養成セシムコトヲ勤リ然ルニ熟<sub>レ</sub>社會ノ情勢ヲ察スルニ今ヤ内外人ノ交際日ニ繁キヲ致スノ秋ニ方リ區々邦語ニ依リ外國法律ヲ授クルカ如キハ未以テ有爲ノ士ヲ陶冶スルニ足ラサルナリ本校夙ニ此ニ見ル所アリ本期ヨリ英語及歐文法律書攷修ノ科目ヲ創置セリ然ルニ之ヲ實施スルニ方リ大ニ不便ヲ感スルモノハ英吉利法律書ノ價值極メテ高貴ニシテ尋常學生ノ容易ニ購求スル能ハサル是ナリ加之坊間書肆ニシテ英吉利法律書ヲ蓄フル者甚稀ニ今試ニ各肆ノ律書ヲ網羅スルモ尙本校教科書ニ供スルニ足ラサルナリ是ニ於テカ本校ハ斷然資ヲ擲チテ英書ノ雕刻ニ從事シ務メテ其價ヲ廉ニシテ專ラ本校學生ノ教科書ニ充テ傍ラ江湖諸士ヲシテ容易ニ英法ノ原書ヲ購讀スルノ便ヲ與ヘント欲ス若夫レ出版及購求ノ方法ノ如キハ左ノ數箇條ニ就キテ了知セラレンコトナ

第一條 第二科第一年級ノ敎課用ノ爲メ初歩ノ法律書中ノ最善良ナル者ヲ選ヒ雕刻スルニ付前金購買法ニ依リ廣ク江湖ノ需ニ應ス

出版書目 ○ブラクストン氏英法註釋一八八〇年新版 ○アソソン氏契約法 ○アンダーヒル

氏私犯法○マークビー氏法律論綱○スミス氏商法○ウチルリアム氏不動産法○テ

リー氏法律原論○ブルーム氏英法註釋○スミス氏訴訟法

第二條 書籍ハ中形ノ冊子體ニ編輯シ毎月三回ニ分チ之ヲ出版シ一回ノ紙數一百ペ  
ージ内外ニシテ一ページ凡十字詰四十行トス

第三條 一冊ノ定價ヲ四十錢トシ前金購買者ヘハ特ニ二割五分引卽三十錢ノ代價ヲ  
以テ配付ス

第四條 前金購買者ハ一ヶ月分ノ代價卽金九十錢ヲ前月末マテニ當校會計掛ヘ拂込  
ムヘシ

第五條 英吉利法律學校内外生徒ハ格別ニ五割引卽一冊二十錢ノ代價ニテ購買スル  
コトヲ得但代價拂込手續ハ第四條ニ據ルヘシ

第六條 今回ノ出版ハ第一條ニ記載ノ書籍ヲ悉ク出版シタルトキハ第一回ノ英文出  
版事業ヲ了リタルモノトス

第七條 今回出版ノ書籍ハ英文法律書中ノ純粹ナル者ヲ撰拔シタルナレハ各專門公  
私諸學校及地方中學校師範學校等ノ教科書ニ最適當ナリトス

東京神田區錦町

明治十九年十月

英吉利法律學校

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

一 法學通論	一 契約法	一 私犯法	一 親族法	一 刑罰法	一 代理法	一 組合法	一 重產委託法	一 合衆國法律	一 英屬刑法	一 羅馬法	一 判例學	一 理論學	一 理財學	一 英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	米國法律學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
山田喜之助	土方寧	奧田義人	山田喜之助	岡山兼吉	菊池武夫	松野貞一郎	元田肇	シドモール	澁谷慥爾	渡邊安積	渡邊安積	坪井九馬三	駒井重格	菅沼達吉

第二學年

一 流通商書法	一 商船法	一 治罪法	一 保險法	一 國際公法	一 訴訟法	一 訴訟法	一 合衆國法律	一 判決錄	一 萬國公法論	一 訴訟演習	一 英語學	一 財產法	一 破產法	一 法律抵觸論	一 分析法理學	一 法律沿革論	一 憲政法	一 行政法	一 訴訟法
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
土方寧	高橋健三	松野貞一郎	伊藤悌治	植村俊平	增島六一郎	關直彦	シドモール	渡邊安積	イーストレーキ	菅沼達吉	增島六一郎	增島六一郎	增島六一郎	山田喜之助	渡邊安積	增島六一郎	植村俊平	江木衷	增島六一郎

オース  
チン氏 法理學 毎週 法學士 關 直彦

日本法令 全上 米國法律學士 金子堅太郎

立國法律 全上 米國法律學士 シドモール

萬國公法論 隔週 博言博士 イーストレーキ

動產差押法 一回 ぱりすとる リッチファイルド

訴訟演習 每週一回 二時間乃至三時間

英語學 毎時間 理學士 高須碌郎

卒業論文 高橋健三

成法理論 ぱりすとる 穂積陳重

臨時講義 法科大學教頭 小村壽太郎

臨時講義 米國法律學士 合川正道

臨時講義 法學士 合川正道

○第二科教授受持講師姓名

第一學年 ぱりすとる 増島六一郎

訴訟法 法學士 土方 寧

契約法 法學士 奥田義人

私犯法 法學士 澁谷慥爾

テリイ氏 法律原論 法學士 山田喜之助

ブラツクストロイン氏 英法註釋 法學士 渡邊安積

第二學年

ストリー氏 代理法 法學士 山田喜之助

ベンジャミン氏 買賣法 法學士 高橋捨六

ウイルリヤム氏 不動產法 法學士 元田 肇

スチーベン氏 證據法 法學士 渡邊安積

一流通證書法 法學士 土方 寧

ボロツク氏 會社法 法學士 奥田義人

ウールシー氏 國際公法 法學士 岡山兼吉

ホルランド氏 法理學 法學士 江木 衷

第三學年

一破產法 ぱりすとる 増島六一郎

ウエストレーキ氏 法律抵觸論 法學士 渡邊安積

ホルランド氏 法理學 法學士 江木 衷

メイン氏 法律沿革論 法學士 高橋健三

アモス氏  
一憲

法

法學士

伊藤悌治

スネル氏  
一衡

法

米國  
法律學士

小村壽太郎

右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

英吉利法律學校規則抜抄

英吉利法律學校規則抜抄

第七章 校外生規則

第一款 講義録

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ

業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能

ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制チ設ケ

本校講師講義ノ筆記チ印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十九條 種類 講義録ハ第一級講義

録第二級講義録第三級講義録ノ三種ト

ス但第三級講義録ハ明治二十年九月ヨ

リ之ヲ出版ス

第四十條 出版日 第一級講義録ハ毎土

曜日ニ發兌シ第二級講義録ハ毎水曜日

ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數 講義録ハ都テ一冊ノ紙

數九十「ページ」ヲ限リトス

第四十二條 記載事件 講義録ハ講義ヲ記

載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載ス  
ルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ

從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ

要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業

年限ハ校内生ニ同シ

第四十五條 講義録配付 校外生ニハ每週

一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書

又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望

ニ依リ試験ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲

スルモノハ其氏名、族籍住所、年齢ヲ記シ

タル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ

申込ムヘシ

第四十八條 校外生入學

私儀令禮貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則  
堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也  
宿所抄籍

年月日 姓 名 印 年齢

英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢  
 ナ納ムヘシ  
 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月  
 謝金七拾錢ヲ納ムヘシ  
 但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ  
 見合スヘシ  
 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増  
 加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ  
 納メシムルコトアルヘシ  
 第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ  
 ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學  
 スト雖之ヲ返付セス  
 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏  
 名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ  
 通知スヘシ  
 第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ  
 月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ  
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續  
 ナ爲サシムヘシ  
 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲  
 替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町  
 二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼  
 吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ  
 第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス  
 通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配  
 達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ  
 第三款 校外生質問規則  
 第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登  
 載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信  
 ナ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問  
 ハ一切答案ヲ付セサルモノトス  
 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義  
 録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見  
 出シ難キトキハ此限ニアラス課目丁數  
 ナ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ  
 第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於  
 テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認  
 ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難  
 キモノハ答案ヲ付セサルヘシ  
 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講  
 義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ  
 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本  
 校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

第三號中組合法ト成法理論トノ間一枚脱  
 紙ノ如クアレトモ右ハ植字ノ誤ナリ

法學士 渡邊安積先生講述

# 羅馬法 完

最上等洋綴 定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ 賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カル、博士イエリング氏會テ謂ヘルコトアリ、曰羅馬ハ三タヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉利ノ法理學士メイン氏モ亦曰羅馬法ハ古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ根據スル者ナリト蓋目今我國ノ制度ハ模範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進歩セント欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入スル勢避ク可カラサルノコトタリ然ラハ則世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈一日モ羅馬法ノ攷究ヲ緩慢ニ付シテ可ナランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ邊リタル者世其稀ナリ本書ハ則法學士渡邊安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シタルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬法ノ原理要則ヲ彙集分析シ其明晰ナル歷々

掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡藏ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通ノ法律書數百卷ヲ有スルニ倍セン  
發兌 東京馬喰町貳丁目 島村利助  
全本郷春木町三丁目 全支店

## 訴訟鑑定約定期算相談

ばりすとる 法學士 代理人 增島六一郎 英米ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 法律我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然終ヒニ救フニ道ナ 地方事件 依テキモノ少ナカラス

信局 代言 鑑定辯護立 社起業約定 内外商業取引等ニ關 相談 未萌 助カチ爲シ當初ヨリ 害失敗ヲ 中央ニ於衝且英國 倫敦 實地ニ專ラ研究シタル

突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ君ト雖事件ノ情况ヲ 回答 セン但シ規則御記送アラハ急速ニ 書ハ御申越次第進呈スヘシ

東京日本橋區 本局 橫濱居留地 出張所 檜物町六番地 六十番館

20131021

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限リ特別廉價ヲ以テ讓渡シ候  
法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓  
特別廉價金七十錢  
遞送費三十二錢

法學士渡邊安積講義

○アン契約法

定價一冊金八錢  
又八十錢  
十三冊マテ出版濟

THE IGIRISTU HORITSU  
GAKKO TEXT-BOOK 英文法

律書

第一號第二號出版セリ●第一號目次○ブラツクストーン氏英法註釋○スミス氏商法○スミス氏訴訟法●第二號目次ブラツクストーン氏英法註釋○マークビー氏法律論綱○アンダーヒル氏私犯法○アンソ  
ン氏契約法  
神田錦町  
英吉利法律學校  
錦水堂

神田小川町通

錦水堂

○校外生諸君中九月分ノ月謝ハ半額タルヲ知ラスシテ全額ヲ拂込ミタルモノアリ右ハ本月分ノ内ニ操入レタリ本校ノ事務ハ校長以下七種ニ區別シ從テ其執ル所ノ事ヲ異ニスルヲ以テ文通セラ  
ルハトキハ左ノ項ニ準據シ書東ノ表面ニ明記セラルヘシ(一)學校全体ニ關スル一切ノ件ハ幹事宛(二)金錢上ニ關スル件ハ會計掛宛(三)學科試驗入退校規則ノ問合ニ關スル件ハ教務掛宛(四)講義錄ノ遞送請求未着遲滞ノ件ハ講義錄掛宛(五)編輯上ノ一切ノ件ハ編輯掛宛  
右ノ外ハ諸君鑑誼類推シテ各其掛ニ宛テラレヨ

明治十九年十一月十三日(定價金貳拾錢)

持主

增島六一郎

印刷人

大谷木備一郎

編輯人

澁谷慥爾

發行所

神田錦町貳丁目貳番地  
英吉利法律學校